手当の内訳	区　分	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	
	本年度							
	前年度							
	比　較							

（注）　1　報酬又は給料をもつて支弁される職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

［2　略］

2　給料及び手当の増減額の明細

［表略］

（注）　1　一般職の職員の給与について記載すること。

［2　略］

3　給料及び手当の状況

［(1)・(2)　略］

(3)　級別職員数

［表略］

（級別の基準となる職務）

［表略］

［(4)～(6)　略］

(7)　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

［表略］

［(8)　略］

（注）　1　一般職の職員の給与について記載すること。

［2～4　略］

5　「(2)　初任給」、「(6)　期末手当・勤勉手当」及び「(7)　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8)　その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合の経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」と、財務規定等のみを適用している事業（一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。）にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。

［6・7　略］

8　「(3)　級別職員数」の「（級別の基準となる職務）」は、原則として、当該事業会

手当の内訳	区　分	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	何手当（千円）	
	本年度							
	前年度							
	比　較							

（注）　1　報酬、給料又は賃金をもつて支弁される職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。ただし、「職員数」の「一般職」欄は、報酬又は賃金をもつて支弁される職員を除くこと。

［2　同左］

2　給料及び手当の増減額の明細

［表同左］

（注）　1　一般職の職員の給与（報酬又は賃金をもつて支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

［2　同左］

3　給料及び手当の状況

［(1)・(2)　同左］

(3)　級別職員数

［表同左］

（級別の標準的な職務内容）

［表同左］

［(4)～(6)　同左］

(7)　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

［表同左］

［(8)　同左］

（注）　1　一般職の職員の給与（報酬又は賃金をもつて支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

［2～4　同左］

5　「(2)　初任給」、「(6)　期末手当・勤勉手当」及び「(7)　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8)　その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合の経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」とし、財務規定等のみを適用している事業（一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。）にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。

［6・7　同左］

8　「(3)　級別職員数」の「（級別の標準的な職務内容）」は、原則として、当該事業